

○財務省告示第三十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの修正対象物品の輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

平成三十年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの修正対象物品の輸入数量は、次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）別表第一の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法施行令別表第一の項名	輸 入 数 量
一	一〇〇、八八九トン
二	一四五、〇六三トン
四	〇トン
五	〇トン
六	〇トン
八	〇トン

